議案第９０号

霧島市営プ―ルの設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市営プ―ルの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和８年１１月２４日提出
霧島市長　中　重　　真　一

霧島市営プ―ルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市営プ―ルの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第127号）の一部を次のように改正する。

別表第３中備考以外の部分を次のように改める。

別表第３（第８条、第15条関係）

区分				基本使用料			
				国分総合プール	横川温水プール	隼人温水プール	隼人健康温水プール
専用使用	屋内プール	全面（１時間につき）	一般	5,400円	4,620円	4,620円	4,620円
			高齢者（65歳以上）、児童生徒	2,700円	2,310円	2,310円	2,310円
		一部（１コース１時間につき）	一般	900円	660円	660円	―
			高齢者（65歳以上）、児童生徒	450円	330円	330円	―
	屋外プール（50mプール）	全面（１時間につき）	一般	10,800円	―	―	―
			高齢者（65歳以上）、児童生徒	5,400円	―	―	―

		一部（１コース１時間につき）	一般	1,350 円	―	―	―
			高齢者（65歳以上）、児童生徒	680 円	―	―	―
個人使用	一般	１回につき		450 円	330 円	330 円	330 円
		回数券 12 枚つづり		4,500 円	3,300 円	3,300 円	3,300 円
	高齢者（65歳以上）	１回につき		230 円	170 円	170 円	170 円
		回数券 12 枚つづり		2,300 円	1,700 円	1,700 円	1,700 円
	児童生徒	１回につき		230 円	170 円	170 円	170 円
		回数券 12 枚つづり		2,300 円	1,700 円	1,700 円	1,700 円
	未就学児			無料（保護者の同伴を必要とし、当該保護者は有料とする。）			

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の霧島市営プールの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

（提案理由）

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額等の見直しを行うことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。